

**保険料振替日のご案内**

2月保険料の口座振替日は **2/28(金)** です。  
 口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。  
 保険料の額は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。

10月29日 四国ブロック支部事務担当者会議(オンライン)  
 (以下次号掲載)

**全板国保**  
 各種のお知らせ

全板国保日誌

(前号からの続き)  
 10月28日 北海道・東北ブロック支部事務担当者会議(オンライン)  
 国保組合東京協議会 役員研修会(オンライン)  
 ライン) (係長) 角田・上村(職員) 末原・藤川・高山・二宮・奥田・市野

## 健康保険適用除外の承認申請について

年金事務所への承認申請は、  
 下記に該当した日から **14日以内** です。  
 該当した場合は所属の支部にご連絡ください!

**法人事業所**

- ・新たに従業員を採用するとき(試用期間も含む)
- ・従業員が独立して法人事業所を設立するとき

**個人事業所**

- ・法人化するとき
- ・従業員が独立して法人事業所を設立するとき
- ・常時5人以上従業員を使用することになったとき

年金事務所への申請が遅れると協会けんぽの適用となり、  
**全板国保に加入できない場合や資格を継続できない**  
 場合がありますので、ご注意ください!

## 資格情報のお知らせまたは資格確認書を令和7年3月に一斉交付します!

お持ちの保険証の有効期限は令和7年3月31日です。  
**被保険者全員のマイナ保険証の保有状況を全板国保が国のシステムに確認し、支部を經由して交付します(手続きは不要です)。**

**① マイナ保険証を持っている方**  
 (マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合)

『資格情報のお知らせ』を交付

- ※ ご自身の被保険者資格等を把握するために交付します。
- ※ 資格情報のお知らせのみでは受診できません。マイナ保険証で受診してください。

**② マイナ保険証を持っていない方**  
 (マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない場合)

『資格確認書』を交付

- ※ 病院等を受診する際に窓口でご提示ください。

**マイナ保険証のご利用をお願いします**

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「**保険証利用の登録**」が必要です(登録は1回のみ)。  
 未登録の方は右の二次元コードよりご登録いただくか、病院等を受診する際にマイナンバーカードを持参し、窓口でもご登録が可能です。

デジタル庁 お申込み特設サイト

## 花粉症の季節到来!

しっかり対策をして乗り切りましょう

春になると多くの人が悩まされる花粉症  
 日本人の3人に1人がスギ花粉症といわれています  
 2025年春の花粉飛散量は、例年に比べて広い範囲で多い見込みです  
 (日本気象協会発表)  
 花粉が飛び始める前から対策と予防を心がけましょう

◆政府広報オンライン

①政府の花粉症対策の3本柱については

②お役立ち情報については

## 医療費が高額になったとき(高額療養費)

☆高額療養費とは

1ヶ月(同一月)に医療機関や薬局の窓口で支払った金額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です  
 ※入院時の食事負担や差額ベッド代は含みません

払い戻しを受けるには申請が必要です。高額療養費に該当すると全板国保から診療を受けた月から概ね3ヶ月後に申請書をお送りします

**申請に必要な書類**

- 国民健康保険高額療養費支給申請書
- 領収書(コピー)

全板国保ホームページで毎月更新中!  
 ここから読めます

**健康情報**  
**「がん予防マニュアル」**  
**2月のテーマ**  
**～検診でがんを早期発見!**

医療技術の進歩によって、がんは決して治らない病気ではなくなってきましたが、そのためには早期発見が欠かせません。定期的に検診を受けることが何よりも大切です!

☆窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えたい場合

**マイナ保険証をお持ちの方**

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます

**マイナ保険証をお持ちではない方**

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。事前に交付申請を行ってください

詳しくは所属の支部へお問い合わせ下さい

マイナ保険証について →

高額療養費について →